

原 発 本 第 193 号
令 和 5 年 12 月 8 日

原子力規制委員会 殿

経 済 産 業 大 臣
西 村 康 稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九 州 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 池 辺 和 弘

玄海原子力発電所第 3 号機 試験使用承認申請の取下げについて

当社は、玄海原子力発電所第 3 号機の原子炉本体の試験使用承認を受けるため、原子力発電工作物の保安に関する命令第 18 条第 1 号に基づき、令和 5 年 11 月 22 日付け原発本第 186 号により試験使用承認申請を致しましたが、申請内容の一部を見直すこととしました。

このため、同試験使用承認申請書の取下げを行うことと致しますので、よろしくお取り計らい願います。